

公益社団法人北方領土復帰期成同盟会費規程

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人北方領土復帰期成同盟定款第7条の規定に基づき、会費に関し必要な事項を定めるものとする。

（会員の種別及び会費）

第2条 会員の種別及び会費は次のとおりとする。

- （1）普通会员 年額 1万円以上（10万円、10以上）
- （2）賛助会員 年額 5万円以上（10万円、50以上）
- （3）特別会員 会費は徴収しない。

2 普通会员及び賛助会員は前項に定める会費を納入しなければならない。

（会費の使途）

第3条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の30%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

（会費の納入時期）

第4条 普通会员及び賛助会員は、毎事業年度、通常総会終了後から10月末日までに会費年額の全額を納入するものとする。

（途中入会の会費及び納期）

第5条 事業年度の中途に入会した普通会员及び賛助会員の会費は第2条第1項に規定する額とする。

2 前項の会費は、入会承認の通知を受けたときから、速やかに納入するものとする。

（納入手続）

第6条 会費は、現金又は指定する金融機関の口座への口座振込の方法のいずれかにより納入するものとする。

（会費の返還）

第7条 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

（その他）

第9条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

この規程は、公益社団法人北方領土復帰期成同盟の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年5月16日から施行し、平成25年度会計から適用する。